

公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー
観光地域づくり法人（DMO）登録支援業務委託 仕様書

1 件名

観光地域づくり法人（DMO）登録支援業務

2 趣旨

当財団の観光地域づくり法人（DMO）の登録申請にあたり、公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー（以下ビューローという。）を取り巻く現状と課題、他DMOの取り組み状況等の調査を踏まえたうえで、観光庁へ提出する「観光地域づくり法人形成・確立計画」作成等の支援業務を委託するもの。

3 契約期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

4 委託目的

当財団が観光・MICEの推進をけん引する団体として、継続的なデータ収集・分析、エビデンスに基づく効果的な事業立案や科学的経営、多様な関係者を巻き込んだ事業推進といった点を強化し、この地域の観光・MICEをより一層推進するためにはDMOの登録が必要である。

「名古屋市観光・MICE戦略2028」において、ビューローの観光地域づくり法人（DMO）の登録推進の支援が掲げられており、ビューローの「経営戦略計画（2024～2028年度）」においても経営戦略の1つ目の柱として「DMO認定登録・科学的経営の推進」を掲げ、DMO取得を推進することとしている。

このためDMO登録認定に向け、ビューローを取り巻く現状・課題の整理、他DMO等の調査・研究、収集すべき各種データの精査・分析等、観光庁へ提出する「観光地域づくり法人形成・確立計画」作成等の支援業務を委託するもの。

5 委託内容

観光庁へ提出する「観光地域づくり法人形成・確立計画」作成等の支援業務の内容として、下記業務の項目ごとに最低限必要な事項を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案を基に協議の上、決定するものとする。

(1) DMO認定登録に向けての現状・課題整理、他都市DMOの取り組み内容の調査・研究

【業務内容】

ア 現状・課題の整理

名古屋市の観光・MICE を取り巻く現状や課題を整理・把握し、図表等を活用しわかりやすくまとめること。なお、提案にあたりビューローの「経営戦略計画（2024～2028 年度）」、名古屋市の「名古屋市観光・MICE 戦略 2028」との整合性を図ること。

イ 他都市 DMO の調査

他都市 DMO の取り組み内容、行政・関連団体等との役割分担や連携体制、本市の課題解決に参考となる事例や手法についての調査を行い、ビューローに有効な点をわかりやすくまとめること。

ウ 観光関連団体の調査

名古屋市の観光関連団体等の現状の取り組みや課題認識、名古屋版 DMO に求める役割・機能などのニーズを把握するため、市内観光関連団体への調査、ビューローとの連携方法等を検討し、その内容をまとめること。なお、観光関連団体は宿泊業関連、飲食業関連、旅行業関連、交通事業関連、百貨店関連、商工会議所等であり、5 団体程度の調査を行うこと。

(2) 観光・MICE 推進のための各種データの収集・分析、マーケティング手法の提案

【業務内容】

ア 収集・分析すべきデータの提案

観光地域マーケティング・マネジメントに有効な各種データ等の継続的な収集・分析の手法の提案。（対象エリアは原則として名古屋市）

イ マーケティング手法の提案

各種データの収集・分析に基づき、データの収集、可視化、分析による当地域、財団におけるマーケティング手法の提案。【市場に存在する多くの旅行社を細分化し（セグメンテーション）、当財団が狙うべき旅行者を特定（ターゲティング）、当地域のブランドイメージを設定し、当地域の観光体験が旅行者に与えたい提供価値の定義（ポジショニング）によるマーケティング手法の提案】

※他都市の DMO の取り組みを調査し、提案に反映させること。

※調査方法や利用するデータの名称及び提供元、出典元等を具体的に記載すること。

※活用するデータは継続的に収集できるデータを提案すること。

※活用するデータは有料のデータも含めて提案すること。

(3) 外部有識者との意見交換

【業務内容】

外部有識者の専門的かつ客観的な意見を聞くため、意見交換を 3 名程度想定している。意見交換会に参加し、報告書への反映等を行うこと。なお、外部有識者の選定及び会議の連絡、報酬や旅費の支払い、会議資料及び議事録の作成等についてはビューローが実施する。

(4) 打ち合わせ

【業務内容】

契約時、関係者会議の資料準備時、納品時、完了検査等、その他協議・調整が必要になった時など業務の進捗に応じて打ち合わせを実施すること。

(5) 中間報告

【業務内容】

契約後、毎月定例的に調査検討状況を報告するとともに、令和7年6月30日までに「観光地域づくり法人形成・確立計画」作成等の支援の中間報告を行うこと。

6 成果品

- (1) 報告書（カラー、A4サイズ）15部
- (2) 概要版（カラー、A3サイズ1枚程度）60部
- (3) 上記(1)の電子媒体（Microsoft Word形式及び文字情報を保持したPDF形式）一式
- (4) データベース等（収集・調査・分析データを含む。）
- (5) 納期限：令和7年9月30日

当財団職員等が調査分析結果の検索や集計等が容易にできるように、Excel等の一般的に普及したシステムを利用し、調査分析結果は簡易データベースを作成し、電子媒体一式を納品すること。

7 その他

- (1) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (2) 一括再委託の禁止
受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。
- (3) 信用失墜行為の禁止
受託者は、名古屋市及び財団の信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。
- (4) 受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記「公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (5) 本業務における成果物及びその著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条

から第 28 条までに規定する権利をいう。) は、無償でビューローに帰属するものとする。中間成果物として納品された図面や写真等は、契約期間中であっても受託者の承諾無く自由に使用でき、期間以降も同様に使用できるものとする。なお、ビューローと受託者の協議により、受託者が使用することも可とする。

(6) 本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。

(7) 他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。

(8) 妨害又は不当要求に対する届出義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(9) 障害者を理由とする差別の解消の推進

受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)及び愛知県障害者差別解消推進条例(平成 27 年愛知県条例第 56 号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(10) 本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。

(11) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者(ビューローとの連絡調整担当者)を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。

(12) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。